

奈良県アスベスト被害実態調査委員会報告書（概要版）

（平成 24 年 6 月）

1. アスベスト被害実態調査委員会設置の経緯

アスベストは、その優れた性能と低価格のため多くの産業に使用されてきた。それに伴い、石綿産業で働く多数の労働者が、石綿肺、肺がん、中皮腫などの重篤な健康障害を発症してきた。わが国においては、職業性曝露による健康障害の予防と職場管理を目的として、じん肺法や石綿障害予防規則などが制定され、一定の対策が行われてきたが、石綿工場から飛散した石綿への周辺住民の曝露に対しては、十分な関心が払われてこなかった。

平成 17 年 6 月、大手機械メーカー「クボタ」が、旧神崎工場（兵庫県尼崎市）の従業員や関係者 78 人が石綿関連疾患で死亡しており、同工場周辺の住民 5 人も中皮腫を発症していたことを公表したことにより、石綿製品製造企業等から続々と被害が明らかにされ、大きな社会問題となった。肺がんや中皮腫は石綿に曝露されてから 20 年～60 年後に発症するため、今なお周辺住民で不安を抱える人もいる。

本県内にも、石綿製品製造工場が存在したことから、平成 17 年 6 月のクボタの発表以降、県は工場周辺の大気濃度測定や周辺住民の健康影響調査を行ってきた。ただ、①石綿がその有用性から社会全体で広く利用されてきたこと、②石綿の製造・使用については国が規制等を行ってきたこと、③環境省に石綿健康リスク調査による全国 6 地域分の知見の集積があること等から、工場とその周辺地域における石綿関連疾患発症との因果関係は、基本的には国において検討されるものと認識してきた。

しかしながら、平成 21 年 9 月の奈良県議会における「どのような調査が可能か改めて検討していく必要があるのではないか」との知事答弁より、調査方法の検討を行うため、平成 22 年 4 月、アスベスト被害実態調査予備調査事業を立ち上げた。

同年 5 月、専門的見地からの助言、調査項目および調査方法についての助言、調査の分析・評価にかかる助言（健康診断にかかるものを含む）を求めるため、被害実態調査委員会の設置を検討し、同年 6 月には、県は調査委員会において幅広い意見を求めるため、学識経験者のみならず、事業者および事業者の産業医並びに患者団体、地元町へも委員会への参加を呼びかけた。しかし、事業者からは

「諸般の事情により委員会への参加は辞退したい」との回答があり、不参加となった。

被害実態調査委員会設置要綱を策定し、目的を「石綿ばく露による関連疾患の発症実態、発生リスク等の把握と因果関係に資する既存資料の検討及び国への情報提供等により、国の行う被害者救済に資するため」とし、7月12日に第1回委員会を開催することとなった。

2. 委員会における調査方法の検討

第1回委員会において、車谷副会長よりアスベスト関連疾患発症実態調査（案）が提案された。具体的には以下のとおりである。

石綿濃度は、工場内が高く、周辺ではそれより低くなるため、ある時期以降に新規入社した工場内労働者の石綿関連疾患の発症がきわめて小さくなったことを確認できれば、その時期以降に新規に周辺地域に移動してきた住民の環境経路による石綿関連疾患発症のリスクはほぼないと判断できることから、企業周辺住民の石綿関連疾患発症の今後の可能性の検討のための方法として、企業内労働者の石綿関連疾患発症の疫学調査が考えられる。調査対象は、正規・非正規職員を含むすべての部署の従業員であり、退職者も含まれ、石綿を直接取り扱わなかった者も、短期労働者、短時間労働者も含まれる。調査結果の科学的信頼性のためには、退職者を含む全従業員の80%以上の追跡可能な名簿が必要であり、全従業員の消息を、十分な潜伏期間を超えて、現住所による住民票で生死を、本籍が記載された戸籍で死亡届日を追跡する。全従業員の生死と、死亡者に関しては死亡診断書の死因を明らかにし、死因別にSMR（標準化死亡比）を用いて全国平均と比較して、中皮腫や肺癌の有意な死亡リスクの上昇〈過剰死亡〉の有無を評価することとする。結果は公表だが、企業と関連行政当局の協力が必要である。

この案に基づき、委員会においてニチアス株式会社（以下、ニチアス㈱とする）王寺工場・竜田工業株式会社（以下、竜田工業㈱とする）の従業員調査実施の可能性を検討することが決定された。

3. ニチアス株式会社・竜田工業株式会社に対する調査協力依頼

調査に必要な従業員情報の提供を依頼するため、平成22年8月4日、車谷副会長、県医療政策部長、景観・環境局長および委員会事務局（県環境政策課・保健予防課）で、ニチアス㈱王寺工場および竜田工業㈱を訪問した。

車谷副会長は、第1回調査委員会で承認された従業員調査の概要を説明するとともに、「調査目的は住民に科学的なメッセージを出すことであり、企業責任を求めるものではない。ぜひ参加をお願いしたい」との委員会の意向も伝えた。

しかし、ニチアス㈱からは、「趣旨については賛同できるが株主・監査役に対する責任もあるため、委員会に参加することは難しい。客観的なデータ分析を目的とするなら、委員会外で、可能な範囲で必要なデータを提供し、担当者に補足説明させる形で行いたい」との発言があった。また、従業員情報の提供に関しては、「委員会目的にしか使用しないことを保証してもらえるならば、提供を検討したい」との回答であった。竜田工業㈱からも「以前に情報提供したものが、補償や係争の相手方である患者会の裁判資料として使用された経緯がある」との発言があった。

これを受けて、後日、委員会事務局が患者家族会を代表する委員に確認したところ、企業から提供された情報の目的外使用はしないとの回答であった。

しかし、両企業の委員会参加は難しく、両企業とも資料が目的外使用されるおそれを強く主張していたことから、同年10月に第2回委員会を開催し、企業からの提供データは調査目的以外では使用せず、委員会は調査目的達成のために必要な情報以外の情報を求めない方針を決定した。

第2回委員会終了後の同年11月、ニチアス㈱・竜田工業㈱へ従業員情報の提供依頼を文書にて行い、あわせて、提供情報の取り扱いについては、情報の厳正な管理を行い、調査目的以外の目的では使用しないこと及び個人が特定できるような情報の開示を行わないことを明記した文書もあわせて送付したが、情報提供を得るにはいたらなかった。依頼文書送付後も、何度か電話にて提供を求めてきたが、回答は得られなかった。

その後、事態の進展はみられなかったが、第2回委員会から半年以上経過した平成23年7月に竜田工業㈱から、従業員情報の記録は提供できないが、聞き取りには応じるとの回答があり、同年8月29日、車谷副会長と委員会事務局が同社を訪問し、従業員の就労状況を聞き取り、従業員データの内訳を確認した結果、従業員全体の判明率は57.8%にとどまった。なお、訪問日現在、竜田工業㈱における石綿関連疾患発症者は全員が昭和45年1月以前の入社とのことであった。

一方、ニチアス㈱からは回答を得られない状況が続いていたため、平成23年12月にニチアス㈱本社を景観・環境局長、次長および委員会事務局が直接訪問し、再度文書にて情報提供を依頼したところ、平成24年1月、従業員調査結果の文書回答があった。その回答を踏まえて、同年2月に車谷副会長と委員会事務局がニチアス㈱王寺工場を訪問し、従業員データの収集状況を確認した。全従業員の判明率は52.6%であり、職務部門で区切ったとしても従業員調査に必要な80%以上の名簿を揃えることは難しい状況であった。

4. 厚生労働省・年金事務所・労働局への情報提供依頼

従業員調査実施には、退職者を含む全従業員の80%以上の名簿が必要不可欠との判断の下、第1回委員会後の平成22年8月、両企業への依頼とは独立して、企業従業員の厚生年金加入情報を保有する奈良年金事務所と、企業の労働災害・じん肺管理区分決定・石綿健康管理手帳交付情報を保管する奈良労働局を訪問し、口頭にて従業員調査の趣旨を説明し情報提供依頼を行った。

また、第2回委員会終了後の平成22年11月には、両機関へ両企業従業員の氏名・生年月日・住所等の提供依頼を文書にて行った。

しかし、同年12月、奈良年金事務所より「日本年金機構個人情報保護管理規定及び個人情報保護管理事務取扱要領に定めがないため提供不可」との回答があり、奈良労働局からも「保有個人情報の提供を受ける者が法令の定める事務又は、業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとの判断には至らないこと、また、当該個人情報を提供することにより、本人又は法人の権利利益を害するおそれを否定できないことからお答えできないことを回答する」との返答があった。

奈良年金事務所の回答は上述のとおり提供不可であったが、訪問時に、情報提供できるとすれば、厚生労働省からの指示依頼が必要であるとの説明もあったため、同年12月に厚生労働省年金局へ従業員調査の趣旨を説明し、情報提供の依頼を行った。

厚生労働省の担当者からは、「日本年金機構法では個人情報の取扱を第38条にて厳密に規定しているため、一般的に個人情報の取扱法では『その他組織の長が特段の事情があると認める場合には提供できる』という条文があるが、年金機構法にはその条文がない。したがって、日本年金機構個人情報保護管理規定及び事務取扱要領により具体的に提供できるものについて規定しており、裁量の余地はない。提供を行えるかどうかは、疫学調査を行う利益と個人情報保護とを比較して判断することになる」との話であった。平成23年3月、厚生労働省年金局へ奈良年金事務所に対するものと同様の内容の文書にて情報提供依頼を行うとともに、訪問のうえ再度情報提供の可否について確認したが、個人情報の観点から情報提供は難しいとの回答が口頭でなされた。

5. 調査への課題

住民の健康管理に役立てるべく、委員会で従業員調査実施の可能性を検討してきたが、企業が保有する従業員情報の判明率が科学的根拠に必要とした80%を満たさないことが判明し、また個人情報保護の観点から国等関係機関が保有する企業従業員情報が得られなかったため、企業内労働者の石綿関連疾患の疫学調査は

断念せざるを得なかった。

青石綿の使用終了時期から既に 40 年以上経過しており、従業員名簿などの資料収集が困難であったことと、疫学調査を実施する際の個人情報保護の問題があったこととなる。今回、情報提供が本人又は法人の権利利益を害するおそれがあるとの判断が優先されたことになるが、公益性の観点から、実施の是非を検討することも必要と考えられる。そのための行政手続の整備を期待する。

6. 提言

調査実施には至らなかったが、委員会発足後約 2 年間の取り組み結果から、今後に向けて 2 つの提言を行う。

- 1) 石綿環境曝露による影響をより詳細に分析するためにも、環境省の委託を受けて県で行っている石綿の健康リスク調査の参加者数を増やすよう努めるべきである。そのためには、企業周辺住民の健康状況や検診受診履歴を確認し、検診未受診者には健康リスク調査への参加を勧める啓発事業を実施すべきである。
- 2) 啓発事業の実施対象者は、ニチアス(株)王寺工場および竜田工業(株)での青石綿使用量と使用期間を考慮し、工場から半径 1 k m以内に昭和 46 年 12 月 31 日以前より居住している者とすべきである。
- 3) 両企業が今後も継続して、疾患発症者数・それらの疾患内訳・入社年等の情報を公表すべきである。今回の両企業への聞き取りから、茶石綿および白石綿使用時の石綿関連疾患発症者はいないとのことであった。しかし、石綿関連疾患発症までの潜伏期間はおおよそ 20 年～60 年、平均 40 年と非常に長く、引き続き疾患発症者の動向を追う必要がある。今後、両企業にて青石綿使用中止以降での新規就労者に石綿関連疾患の発症があった場合には、すみやかに公表するなど企業の社会的責任を果たすべきである。